

国立大学法人鳴門教育大学役員退職手当規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 9 号

改正 平成18年 3 月13日規程第 35号

平成21年 3 月23日規程第 7号

平成24年12月17日規程第 51号

平成30年 1 月19日規程第 4号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学の学長、理事及び監事（非常勤を除く。以下「役員」という。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合は、その者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員に退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員の退職の日における本給月額に、在職期間1月につき、100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎として、100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当にかかる特例)

第5条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条の適用にかかる本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合におい

ては、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

第6条 役員が、引き続いて国立大学法人鳴門教育大学職員退職手当規程（平成16年規程第28号。以下「職員退職手当規程」という。）第1条に規定する職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「職員」という。）又は他の国立大学法人及び大学共同利用機関法人、独立行政法人通則法（平成11年法律103号。以下「独立行政法人通則法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人通則法第14条に規定する主務大臣が文部科学大臣のものに限る。以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となったときは、退職手当は支給しない。ただし、他の国立大学法人等の職員となった場合は、その者の役員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等における職員に係る退職手当に関する規程等において、その者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算しない場合は、この限りでない。

- 2 役員が、引き続いて職員又は他の国立大学法人等の職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員又は他の国立大学法人等の職員としての在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学法人等の職員が引き続いて役員となった場合、当該他の国立大学法人等の役員に係る退職手当に関する規程等において、職員としての勤続期間を当該他の国立大学法人等の役員としての勤続期間に通算することと定めている他の国立大学法人等に関し、かつ、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規程等により、当該他の国立大学法人等において退職手当に相当する給付の支給を受けていない場合に限る。

（他の国立大学法人等の役員との在職期間の通算）

第7条 役員が、引き続いて他の国立大学法人等の役員となったときは、退職手当は支給しない。ただし、この場合、その者の役員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の役員に係る退職手当に関する規程等において、その者の当該他の国立大学法人等における役員としての勤続期間に通算しない場合は、この限りでない。

- 2 役員が、引き続いて他の国立大学法人等の役員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の役員としての在職期間を含むものとする。ただし、この場合、当該他の国立大学法人等の役員に係る退職手当に関する規程等において、役員としての勤続期間を当該他の国立大学法人等の役員としての勤続期間に通算することと定めている他の国立大学法人等に関し、かつ、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規程等により、当該他の国立大学法人等において退職手当に相当する給付の支給を受けていない場合に限る。

3 前項による引き続く他の国立大学法人の役員の在職期間中に引き続く職員の在職期間を有する場合の役員の在職期間については、前条第2項の規定を準用する。

(地方公共団体との勤続期間の通算の特例)

第8条 役員が、学長の要請によらず引き続き地方公務員又は公立大学法人の役員及び職員(以下「地方公務員等」という。)となる場合、当該地方公共団体又は公立大学法人(以下「地方公共団体等」という。)の退職手当に関する条例又は規程等(以下「条例等」という。)において、役員が学長の要請によらず、引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、役員として引き続き勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合は、退職手当は支給しない。

2 役員としての引き続いた在職期間には、地方公務員等から引き続いて役員となったときにおけるその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間に含めるものとする。ただし、当該地方公共団体等の退職手当に関する条例等において、役員が学長の要請によらず、引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、役員としての引き続き勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等に限る、かつ、当該地方公共団体等の退職手当に関する条例等により、当該地方公共団体等において退職手当に相当する給付の支給を受けていない場合に限る。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第9条 第6条第2項又は第7条第2項に規定する在職期間を有する役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、職員退職手当規程に準じ算出して得た額とする。

(再任等の場合の取扱い)

第10条 役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。また任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員退職手当規程の準用)

第11条 退職手当の支払いに関しては職員退職手当規程第2条の3を、遺族の範囲及び順位に関しては職員退職手当規程第2条の2を、懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に関しては退職手当規程第14条を、退職手当の支払の差止めに関しては職員退職手当規程第15条を、退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限に関しては退職手当規程第16条を、退職をした者の退職手当の返納に関しては退職手当規程第17条を、遺族の退職手当の返納に関しては退職手当規程第18条を、退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付に関しては退職手当規程第19条をそれぞれ準用する。なお、この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第13条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。